

平成26年度 第1回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成26年7月18日（金） 午後2時00分から午後4時40分まで
- 2 場 所
県庁本庁舎5階大会議室
- 3 出席者
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長
石川委員、前田委員、工藤委員、坂本委員、野村委員、
村上委員、宮脇（勝）委員、松菌委員、宮脇（健）委員、柳委員
事務局：環境生活部 矢沢次長
環境政策課 山崎課長、森副課長、山縣班長、伊藤主査、小島副主査、
倉持副主査、宮澤副主査
廃棄物指導課 帆刈副主幹、坂元主査
事業者：新井総合施設株式会社

傍聴人；1名
- 4 議題
君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について
（諮問）
- 5 結果概要
事務局から君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続きの状況等について説明を行い、事業者から現在の施設の状況と縦覧を行っている第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書の概要の説明が行われた。
各説明等と質疑応答、意見交換の内容については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1：「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業」に係る環境影響評価手続きの状況等について
- 資料2：君津環境整備センターの現状及び君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書の概要

【別紙】

1 開会挨拶（矢沢環境生活部次長）

本日は、君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書に関して審議いただく。

この方法書については、7月1日から7月30日まで縦覧が行われている。

本日は、この案件について、知事から本委員会に諮問させていただくと共に、事業者から事業計画の概要、環境影響評価の項目設定や調査予測手法等の説明を予定している。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない意見をいただきたい。

2 事務局説明

事務局から資料1により、当該施設の環境影響評価の手続きの状況等と、本案件について、7月18日付で知事から委員長宛てに諮問する旨の説明が行われた。

3 事業者説明

事業者から資料2により、具体的な保有水の漏出事故への対応状況と第Ⅲ期増設事業及び環境影響評価方法書の概要について説明が行われた。

4 質疑応答

委員：

7月12日、13日に市原市、君津市で説明会を開かれたとのことだが、その場ではどのような質問があり、それに対してどのような回答をしたか、教えてほしい。

事業者：

説明会の状況について現時点で配布できる整理した資料はない。概要を口頭で説明することとしたい。

市原市では7月12日に説明会を開き、状況としては、開始13時から終了15時まで行い、参加者は事業者を除き14名であった。質問の内容は10件あったと認識している。質問の内訳はⅠ期・Ⅱ期の現状についての質問が2件、放射性廃棄物受け入れに関する質問が3件、水処理に関する質問が1件、降雨等の緊急時の対応についての質問が1件、環境影響調査についての質問が3件あった。

君津市では7月13日に説明会を開き、開始13時から終了がおよそ16時

30分頃であった。参加者は事業者を除き37名であった。質問は46件あった。質問の内訳は、Ⅰ期・Ⅱ期の現状についての質問が18件、埋立地の構造に関する質問が5件、放射性廃棄物受け入れに関する質問が2件、水処理に関する質問が6件、地下水に関する質問が4件、環境影響調査についての質問が5件、それ以外の質問、指摘、意見等が6件であった。

委員：

説明会の概要ではなく、内容を知りたい。どのような質問があり、それに対してどのような対応をされたのか、当委員会としては知っておく必要があると考える。

事業者：

説明会の結果は現在整理中であり、質問の件数等は把握しているが、当日の対応などについて整理した形で回答できない。説明会の結果について県への報告書を作成中であり、次回または別の機会に回答させていただきたい。

補足として、君津市での説明会の状況から、事業者の任意として、改めて君津市での説明会を開く考えである。予定日等について事業者のホームページで公表しており、各関係自治会を通して君津市民宛での開催告知を送付済みであり、7月26日に改めて説明会を開催することとしている。

市原市については、市原市役所のホームページを通じて、君津市での再度の説明会開催についてアナウンスが行われると聞いている。

今回行った説明会では、事業者側の説明が不足しているとの指摘や意見が寄せられたので、再度説明会を開き、事業者としてきちんと説明を行いたいと考えている。

委員：

どこかの時点で、説明会の内容についてまとまったものを見せてもらえればよいと思う。

事業者：

君津市で行う再度の説明会の分も整理しておくこととしたい。

委員：

第Ⅰ期の改善措置について、各種対応の結果、保有水の水位が下がったとの

ことだが、どの程度下がったのか。

また、通常、最終処分場では中に帯水することは良くないと思うが、遮水シート上にどの程度の水位が形成されているか説明いただきたい。

事業者：

外周を遮断した上で、揚水井戸による汲み上げと、新たな浸出管を設置して自然流下により排水した結果、事故当時から最大8mの水位低下を確認しており、現在は8～6m程度の水位低下の状況が継続している。

確認している水位が、そのままシート面に到達しているかどうかは、詳細に確認できていないので不明である。

なお、処分場が保有している水量は確実に減少しているが、水量の低下が的確に水位の状況へ反映されていない可能性があるかと推測している。法尻のガス抜き管で水位低下が確認されてはいるが、電気探査による処分場内部の水の動きの観測を3回実施した結果として、内部の水の動きに横断的な連続性が無い様子が確認されている。

委員：

既設の集排水管は、詰まって水が出てこない状況ということでよいか。

事業者：

既設の集排水管からも水は出続けている。

委員：

縦型のガス抜き管を敷設しているが、この管が抜けていれば、どこかで高い水位が形成されていても、水が下までつながる可能性はあると感じる。

説明では、上部に溜まっている水の水位を測定しており、その水位が8m程度下がったとのことであるが、集排水管が機能しているのであれば、当該施設には当初から敷設されている縦型ガス抜き管がある程度あり、このガス抜き管は集排水管で当然つながっている部分があるはずなので、水が下まで行っている可能性は高いと思う。

事業者：

おっしゃる通りと思う。

委員：

揚水は連続で行っているのか。

事業者：

揚水は自動で行っているが、実質的に間欠的に行われている。

委員：

新しく敷設した集排水管は、口径の大きな管をいれているのか。

事業者：

口径 1000 mmの有孔ヒューム管を推進工法で敷設している。

委員：

工法的に、管の周囲には砕石層や栗石層はないということか。

事業者：

そのとおりである。なお、新たに敷設した集排水管が機能していることは確認している。

委員：

景観上の根本的な問題として、上流部に処分場を設置しているため、下流域全てに影響を与えうる計画であり、根源的にこの土地利用配置でいいのかどうか常々疑問をもっている。

改めて、今回第Ⅲ期増設事業ということだが、地元からは第Ⅱ期の実施時にしていた説明とは異なるのではないかとの話を聞いている。

景観に係る土地利用に関して、住民の意向をもう少し調査する必要があるのではないか。

景観の立場から、土地利用の改変となる計画について、周辺住民及び流域の市である君津市、市原市以外にも、さらに下流域の木更津市、富津市の当局も関心を寄せていると聞いていることから、それらの住民の意向を、景観からもしっかりと調査する必要があるのではないか。

環境アセスメントは、住民参加を保障するための手段であるから、意見聴取機関のみの対応だけでなく、本格的に住民の意向を調査していただきたい。

聞いたところによると、公開されている方法書PDFデータについて、印刷できないなどの制限が掛けられているとのことであるが、本当なのか。

方法書等は明確に一般市民に開示されていく必要があり、印刷できないなど、一般の方が閲覧するのに制限が設けられることはあってはならないと考えるので確認したい。

まとめると、景観の観点から土地利用に係る住民意識調査をしていただきたい。

次に、景観の視覚的な部分について、第Ⅱ期と同様に、視覚的な圧迫感や可視域等の問題について同等の調査、対応をしていただきたい。具体的には、公の展望台などから見えることが無いように、遵守していただきたい。また、道路から見える角度等について、圧迫感を感じないような軽減措置を取っていただきたい。

事業者：

方法書のPDFデータについては、パソコン上で見ることはできたが、印刷できないということがあったため、不満が寄せられた。7月14日夕方には印刷できるよう対応をしており、それを踏まえて、追加で開催する7月26日の説明会では対応していきたいと考えている。

地域住民含めて、景観の観点からの住民意向調査については、事業者としても検討していきたいと考えるが、実施の可否については即答できない。

また、第Ⅱ期と同等の対応については、十分に配慮して実施していきたい。

委員：

住民に対する説明会の結果については、条例の規定に基づいて報告されると思うが、報告書の中で詳しく書いていただき、報告書を委員に配付してもらえれば内容等について把握できると思う。

委員：

方法書中の地下水等の監視頻度の記載にばらつきがあるが、これはどのような考えなのか。

事業者：

方法書の中では地下水や放流水の監視頻度の表現に幅があるが、これは実際の調査項目ごとに月1回や年1回と測定頻度が異なっているため、あやふやに見える表現となってしまっている。監視頻度等については廃棄物指導課等からの指導に基づいて設定している。

委員：

方法書6-14にある工事時の調査に関して、日常的な降雨条件と書いてあるが、これは適当ではないのではないか。

事業者：

日常的な降雨条件は、面整備事業に係るアセスメントのマニュアルがあり、この中の表現を引用している。降雨の時間雨量は0.5mmから最大100mmとなっているが、濁水の影響の観点としては、長期にわたって影響を当てることを想定している。

瞬間的な豪雨による濁水の影響などは、一過性のものであり、自然界でも通常起こりうる事象であるため、これについての予測は事業者側としては想定していない。当該事業の工事で濁水が発生し、それが長期に続いた場合に下流側でどのような影響があるかを判断するため、日常的な降雨条件を採用した。

実際には、日常的な降雨条件である時間2～3mmの条件だけでなく、10～20mmの降雨条件でも予測は行っており、9割がた発生しえない条件についても評価していく。

委員：

近年は以前と比べて雨の降り方が異なる。また、一過性で濁水が発生した場合であっても、それが仮に沈着等した場合には、灌漑期などでは農家に問題が生じることも考えられる。ゲリラ豪雨と呼ばれるようなものについても、意識して確認していった方が良い。

事業者：

住民説明でも豪雨での土砂災害についての質問などがあり、検討していききたいが、調査や予測の手法が確立されていないため、今後の課題としたい。

委員：

工事中の濁水管理についてはどのようにするのか。

事業者：

仮設の砂防等での対応を考えており、防災工事については綿密に実施していきたい。現在、工法等について調べているところであり、付近の気象データも参考に今後取り組んでいきたい。

委員：

防災等の工法の対応が明確にならないと評価が難しいので、ある程度固まった時点で情報をいただきたい。

委員：

このことについて、方法書の範囲で対応する考えはあるのか。

事業者：

工法については対応できるかどうか、また、工法が適切であるかどうか、検討の必要がある。検討の上で、今後の委員会で明らかにする必要があると思う。

委員：

方法書6-19で、第Ⅲ期処分場からの排水の与える影響について、既設の施設から発生する排水が混入するので予測が難しい旨が記載されているが、バックグラウンド値として、現状の排水を採用するシンプルな考えで良いと思うかどうか。

事業者：

第Ⅲ期処分場の排水は1か所に集中して排水される。第Ⅰ、第Ⅱ期を含めて同じ排水先を予定している。このため、バックグラウンドとしては、これらの排水の影響を受けない支流を採用した。

委員：

水質予測の方法は、完全混合式としており基本的な考え方としては問題ないと思うが、溶存酸素濃度を考えると、完全混合式では難しいのではないか。

流下に伴う溶存酸素の減少を加味する必要があると思うかどうか。

事業者：

そこまでの考えに至っていないのが現状である。ただ、現地は最上流付近の細い川であり、すぐに流れ落ちるため、特に考慮しなかった背景もある。

委員：

周辺では灌漑用水に利用されている様子もあるため、溶存酸素濃度も含めた予測をした方が良いと思う。

委員：

景観について、調査地点が展望台1地点だけだが、そのほかの部分については調査しなくていいのか。

事業者：

景観の調査に当たっては、展望台だけではなく、自然歩道での調査も行うこととしている。歩道のどこの地点になるか分からないため、方法書では地点として記載していないが、準備書段階では調査地点も表記する。

委員：

調査地点がどこになるかなども含めて、景観の調査へ住民に参加していただくのも良いと思う。

委員：

方法書には事業実施に当たっての環境配慮方針が記載されているが、内容がシンプルすぎる感じがある。

周辺環境として、何をどこまで重視するのかが読めない。この部分についてはしっかりと記載してほしい。

委員：

第Ⅰ期処分場の事故の影響について、どのくらいの水が流出し、どれくらいの汚染物質が汚染したのかが分からない。下流では地下水を飲用水に利用していることもあり、事故の影響がどこにどれくらいの時間でどれくらいの影響が出てくるのか、本来は評価しておくべきではないか。

第Ⅰ期処分場の事故対応としては、地下水の状況も回復しており、それ自体は妥当であったのだと思うが、仮に今後何か問題があった場合に、どのくらい被害を軽減できるのか、また被害の予測などが説明できるようにしておくことが大切ではないか。住民の心配な部分について、可能な限り示せるような取り組みを今後お願いしたい。

委員：

施工時の濁水の調査で、降雨時の調査等については難しい部分もあろうと思うが、具体的な調査・評価方法について教えてほしい。

事業者：

降雨時の濁水調査は、難しい調査であり、台風時等は危険があり、降雨量が

少なくとも濁水は流れず、また1日のうちでも変動が大きい為、1日2回の測定として空振りが無いように設定している。

濁水の発生自体は自然にも起こる現象で、千葉県内でも当該事業場所については濁水が発生しやすく、バックグラウンド値で環境基準を超過することもよくあり調査・評価が難しいが、工事の際には、防災調整池や滞砂槽を設けるなどの対策が有効に機能するかどうか、調査結果から評価することを検討している。

委員：

第Ⅰ期、第Ⅱ期処分場の時にも、同様に降雨時の調査を実施しているのか。

事業者：

アセスメントでは同様に降雨時の濁水調査を行っている。事業実施後の事後調査でも測定しており、その中では評価書の予測値を超えてしまったことがあった。アセスメントのデータの精度に問題があったようであり、評価書の計算には既存資料を使用していたが、実際に測定したところ、かなり既存資料とはかい離があった。このため、今回のⅢ期事業に当たっては、Ⅰ期、Ⅱ期で確認された実測値を基に予測することを検討している。

委員：

騒音振動の評価に当たって、予測手法に日本音響学会の予測モデルを使うとしているが、予測モデルが対象としている条件が今回の事業計画には合わないため、別の手法を検討してはどうか。

事業者：

騒音振動の予測・評価手法については、考えさせていただきたい。

委員：

調査の要望として、方法書6-72で、動物などの調査の時期が記載されているが、昆虫については冬場に出てくる種もあるので、1月頃の夕方以降の時間帯の調査を追加してほしい。

事業者：

可能であれば検討したい。

委員：

第Ⅱ期処分場の埋立手法について、小段の底面にシートを敷くのはなぜか。第Ⅱ期事業に当たっては、水位が上がらないよう埋め立てるといっているのであれば、あえてキャッピングの様にシートを敷く必要はないのではないか。準好気埋立構造で設計すると記載しているが、埋め立てを進めて上部をキャッピングすると、空気の循環や雨水の流入を妨げ、安定化せずに廃止できないことが危惧される。

また、浸出水の排水機能を強化するとの説明であるが、方法書2-25にあるような集水ピットが貯留構造物の内側にある設計の場合、降雨量が多い時期に内部滞水がかかり目詰まりを起こすという事例が他所でも報告されている。施設の設計に当たっては、できれば貯留構造物を貫通する形で集排水管を設置していただき、防災調整池の一角などの貯留構造物の外側にピットを設けたほうが良いと思う。

委員

一般的に、最終処分場付近の簡易水道を利用している住民の方々は、常に健康へ影響を心配している。

環境影響評価の水文環境の調査では、基本的に事業地内を対象としているが、今回の方法書では対象事業地の外の地層的な帯水層の構造について調査するため水位を測るとのことである。住民は水質を懸念しているので、地下水位のモニタリングのサイトを検討するに当たっては、住民が利用している水源と事業者の関係する帯水層との関係が分かるよう、ポイントを抑えた方が良い。

委員

現地調査の際に自然歩道から既存の施設が見える状況にあり、事業者からは木が茂れば見えなくなる旨の説明を受けた。事業者としては、今後、施設を見えなくするという方針なのか、それとも、処分場は安全なものであることから住民に説明して理解を求める方針なのか。

施設として見えなくすることが必ずしも良いというわけではなく、廃棄物の処分場を地域の人たちがどのようにとらえているのかが問題と思う。

地域の人たちの視点について事業者としてどのように考えているのか、今後、住民への説明会でどのような方針で説明していくのか教えてほしい。

事業者

普段の地元との話し合いの中では、自然歩道を地域が大切にしていることから、事業者としても景観に配慮した植樹等を行う考えである。

委員：

結論として、施設を地域に溶け込んでいくような植生として作っていく方針で、住民には説明するというところでよろしいか。

事業者：

そのとおりである。

【事業者退出】

委員：

資料1によれば、環境影響を受ける範囲と認められる地域として君津市と市原市とされているが、下流域の別の自治体も関心を寄せている。何か制限があって、この2市に限定されたのか。他の関心のある自治体の意向は聞く必要はないのか。

事務局：

環境影響を受ける範囲と認められる地域は、環境影響評価の項目として考えた場合に、現時点において事業者が環境影響があるであろう地域として判断した範囲が、2市となっている。一方、今後手続きが進んでいき準備書段階では関係地域として、実際に影響地域が判断される。

住民等の意見としては、広く受け付けており、君津市、市原市以外の住民からも意見を出すことが出来る。

委員：

方法書の縦覧について、君津市、市原市以外の住民には情報は流れるのか。

事務局：

環境影響評価条例では、平成24年から方法書等の図書についてインターネットでの公表が義務付けられている。

委員：

疑問があれば、君津市、市原市で開かれる説明会に出席できるということか。

事務局：

今回事業者が開いた説明会においても、実際に2市以外の住民も参加している様子であり、参加は2市の住民に限定されるものではないと考えている。

委員：

関係市の議会などで意見があるならば、公式に意見を表明できるようにすべきではないか。事業者側が2市としたのであれば、範囲を広げるように指導すべきではなかったか。

君津市の環境審議会では、第Ⅲ期について等、第Ⅱ期の時の約束と違うとの意見が出され、専門家においても同様の意見が出ている様子であり、やり方として問題を含んでいるように感じる。当委員会でも、そういった状況を知った上で審議しなければならないと思う。

事務局：

7月13日の事業者の説明会の場においても、住民の側からそのような意見があったということは、事務局としても認識している。

委員：

説明会の開催場所は、事業者が希望した場所で開けばいいのか。もっと広く説明会を実施させることは可能なのか。

事務局：

条例においては、関係地域の住民の利便性や、縦覧期間中に開催するに当たって公報と開催の時期に十分な時間を確保されているかなどの観点があるため、事業者側に県に対して方法書説明会の計画書を提出することになっており、具体的にいつ、どこで、どんな方法、どんな時間帯で実施するのかを確認し、県としてそれを承認し、これを受けて事業者が説明会を開催している。

委員：

条例では市長意見が提出されるが、その対象の自治体の範囲はなにか。

事務局：

方法書の中で、環境影響を受ける範囲と認められる地域の市町村長に対して意見を聴取し、知事としてはそれらの意見を考慮し、委員会の答申を踏まえて知事意見を出す流れとなる。

委員：

市長意見を求める範囲は、県として適切に定めて意見を求めることになるのか。

事務局：

意見を求める範囲は、環境影響を受ける範囲と認められる地域と方法書の中で設定された地域となり、今回でいえば君津市と市原市が意見聴取の対象となる。

委員：

だれの責任において、環境影響を受ける範囲と認めるのか。

事務局：

事業者と考える。

委員：

県は必要に応じて、環境影響を受ける範囲について、事業者に指導しており、また、方法書について公告しているのは知事であることから、認めているのは知事であると通常考える。

一義的には事業者が範囲について提示するが、内容についてこれまでの経過等から判断して適当と認めて公告するのは知事であることから、事業者の責任ではないと思われる。

事務局：

この件については事務局として整理の上で、次回回答したい。

委員：

7月26日に事業者が再度説明会を開くとしているがどのような住民の意見から、再度開くこととなったのか。広い範囲の住民から要望があって開催するのであれば、状況が変わると思うが。

事務局：

7月13日では、複数の方からの再度説明会を開催するよう意見があり、当日参加した住民の方に開催に関して挙手を求めた結果として、開くこととなった。それぞれの住民の属性については把握していない。

委員：

説明会において多くの方からの意見があったから、事業者として柔軟に対応して再度開催することとなったのか。

事務局：

そのとおりである。説明会に参加した住民の方の総意として、再度の開催が求められたものであり、事業者はその場では即答しなかったが、持ち帰って検討した結果、速やかに実施することとなった。

委員：

第Ⅰ期の流出事故について、改善報告書などでそれ以上被害を広げないような指導はされているが、県として外に出てしまった汚染についてどのような評価をしたのか、また、評価するような仕組みがあるのか回答いただきたい。

事務局：

廃棄物処分場の事故であるため、県廃棄物指導課の指導のもと対応が行われている。御質問の件については、廃棄物指導課に確認の上で回答したい。

【傍聴者退席】